

<h1>静岡市報</h1>	No. 148
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市情報公開条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 17
- 静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 19
- 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
・・ 20
- 静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
・・ 22
- 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 23
- 静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 23
- 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 24
- 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

規 則

- 静岡市自転車等駐車場条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・・・ 25
- 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市環境影響評価条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 77
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

議会規則

- 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

告 示

- 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・82
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

<本号で登載された条例のあらまし>

◇ 静岡市情報公開条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第72号）

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、独立行政法人の名称を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第73号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取扱い等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第74号）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税に係る住宅ローン減税措置の対象期間の延長、軽自動車税の軽減に関する規定の新設及び市たばこ税の特例税率の縮減等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第75号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、証明関係等手数料の区分等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第76号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に基づく老人福祉法及び介護保険法の改正に伴い、介護予防通所介護の地域支援事業への移行について、必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第77号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に基づく老人福祉法及び介護保険法の改正に伴い、介護予防通所介護の地域支援事業への移行について、必要な事

項を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第78号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、事業者が一般型特定施設入居者生活介護を行うことが可能となったため、職員の配置基準等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第79号）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、引用条項等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第80号）

清水病院において、集中治療室や地域包括ケア病棟の設置などの病棟再編に伴い、病床数を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第81号）

静岡市立清水病院医学生修学資金の貸与の対象要件を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第82号）

富厚里地区農業集落排水処理施設の供用開始に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第83号）

女性議員が子どもを産みやすい環境の整備に伴い、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第72号

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例

静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第73号

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市個人情報保護条例(平成17年静岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、法令に定めのあるもののほか、」を加える。

第2条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

第8条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第9条第2項本文中「ときは、」の次に「保有特定個人情報以外の保有個人情報に係る」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報に係る目的外利用をすることができる。ただし、目的外利用をすること

によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第10条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第17条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第34条第1項第1号中「又は」を削り、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第2号中「又は第11条」を「若しくは第11条又は番号法第19条」に改める。

第51条第1項中「に保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第2条 静岡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定による記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条第3項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第33条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであつて、当該行政機関の長以外のものに限る。))」を加える。

第34条第1項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定(第17条第2号の改正規定に限る。) 公布の日
- (2) 第1条の規定(第17条第2号の改正規定を除く。) 平成27年10月5日
- (3) 第2条の規定 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第74号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「所得税法第22条第2項」を「同法第22条第2項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第27条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第61条及び第63条中「第10号の7」を「第10号の10」に改める。

第64条の2第1項第5号中「第10号の6」を「第10号の7」に改める。

附則第12条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第16条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第19条の2第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第30条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第30条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第34条を次のように改める。

第34条 削除

附則第35条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、

第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第35条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改める。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、静岡市税条例第12条の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第1条のうち、静岡市税条例附則第30条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第30条の2第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第89条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中第18条第2項及び第27条の3第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成

28年1月1日

(2) 第1条中附則第12条第1項及び附則第34条の改正規定並びに附則第4項及び附則第7項から第20項までの規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条第2項及び第27条の3第4項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第12条第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 新条例附則第30条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）附則第34条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この項から第20項までにおいて「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第101条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

9 前項の規定の適用がある場合における新条例第104条第1項から第4項までの規定の適用

については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第104条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第104条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第104条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第104条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 10 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この項から第20項までにおいて同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第98条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項から第20項までにおいて同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たば

こ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 12 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を府令第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 13 第10項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第104条第1項若しくは第2項、	静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第74号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第12項、
第10条第2号	第104条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第11項
第10条第3号	第41条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第104条第1項若しくは第2項の申告書、第123条第1項の申告書又は第148条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第12項の納期限
第104条第4項	府令第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第104条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第12項

第106条の2	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第11項
	当該各項	同項
第107条第2項	第104条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第12項

- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第10項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第105条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第104条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した府令第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 15 平成29年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 16 第11項から第14項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11項	前項	第15項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において

		準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成29年 5 月 1 日
第12項	平成28年 9 月30日	平成29年10月 2 日
第13項の表以外の部分	第10項	第15項
	同項から前項まで	附則第16項の規定により準用する第11項及び前項並びに第15項
第13項の表第10条の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第13項の表第10条第 2 号の項	附則第11項	附則第16項において準用する附則第11項
第13項の表第10条第 3 号の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第13項の表第104条第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項において準用する同条第 4 項
第13項の表第104条第 5 項の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第13項の表第106条の 2 の項	附則第11項	附則第16項において準用する附則第11項
第13項の表第107条第 2 項の項	附則第12項	附則第16項において準用する附則第12項
第14項	第10項	第15項

- 17 平成30年 4 月 1 日前に法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持される

ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 18 第11項から第14項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11項	前項	第17項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第12項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第13項の表以外の部分	第10項	第17項
	同項から前項まで	附則第18項の規定により準用する第11項及び前項並びに第17項
第13項の表第10条の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第13項の表第10条第2号の項	附則第11項	附則第18項において準用する附則第11項
第13項の表第10条第3号の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第13項の表第104条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第13項の表第104条第5項の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第13項の表第106条の2の項	附則第11項	附則第18項において準用する附則第11項
第13項の表第107条第2項の項	附則第12項	附則第18項において準用する附則第12項
第14項	第10項	第17項

- 19 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 20 第11項から第14項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11項	前項	第19項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第12項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第13項の表以外の部分	第10項	第19項
	同項から前項まで	附則第20項の規定により準用する第11項及び前項並びに第19項
第13項の表第10条の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第13項の表第10条第2号の項	附則第11項	附則第20項において準用する附則第11項
第13項の表第10条第3号の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第13項の表第104条第4項の	附則第20条第4項	附則第20条第14項において

項		準用する同条第 4 項
第13項の表第104条第 5 項の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第13項の表第106条の 2 の項	附則第11項	附則第20項において準用する附則第11項
第13項の表第107条第 2 項の項	附則第12項	附則第20項において準用する附則第12項
第14項	第10項	第19項

(都市計画税に係る経過措置)

- 21 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月 2 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第75号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1 枚につき 500円
-------------------	-------------

を

」

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1 枚につき 500円
個人番号の通知カードの再交付	1 枚につき 500円

に

」

改める。

第2条 静岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき 500円
個人番号の通知カードの再交付	1枚につき 500円

を

」

「

個人番号の通知カードの再交付	1枚につき 500円
個人番号カードの再交付	1枚につき 800円

に

」

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第76号

静岡市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市高齢者生活福祉センター条例（平成15年静岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」に改め、同条第6号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改める。

附則に次の2項を加える。

(静岡市介護保険条例附則第17項に規定する期間における経過措置)

- 3 静岡市介護保険条例(平成15年静岡市条例第108号)附則第17項に規定する期間における老人デイサービス事業に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成27年政令第138号)第24条の規定によりなおその効力を有することとされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正前の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項」とする。
- 4 前項に規定する期間における老人デイサービス事業の措置に係る者に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「同法第10条の4第1項第2号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成27年政令第138号)第24条の規定によりなおその効力を有することとされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正前の老人福祉法第10条の4第1項第2号」とする。

別表中「、同法第46条第2項及び同法第53条第2項」を「及び同法第46条第2項」に改め、「算定した額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(介護予防通所介護に係る事業に関する経過措置)
- 2 静岡市介護保険条例(平成15年静岡市条例第108号)附則第17項に規定する期間における介護予防通所介護に係る事業に係るこの条例による改正後の静岡市高齢者生活福祉センター条例(以下「新条例」という。)第3条第2号の規定の適用については、同号中「同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法第8

条の2第7項に規定する介護予防通所介護」とする。

(介護予防通所介護に係る使用料に関する経過措置)

- 3 前項に規定する期間における介護予防通所介護に係る使用料に係る新条例別表の規定の適用については、同表中「同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した」とする。

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第77号

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

静岡市老人デイサービスセンター条例（平成15年静岡市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「及び同法第53条第2項第1号」を削り、「額」の次に「又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(静岡市介護保険条例附則第17項に規定する期間における経過措置)

- 2 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における老人デイサービス事業の指定管理者が行う業務の範囲に係る第9条第1号の規定の適用については、同号中「老人福祉法第20条の2の2」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を

有することとされる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の老人福祉法第20条の2の2」とする。

- 3 前項に規定する期間における老人デイサービス事業の措置に係る者に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「老人福祉法第10条の4第1項第2号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされる地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の老人福祉法第10条の4第1項第2号」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（介護予防通所介護に係る利用料金に関する経過措置）

- 2 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における介護予防通所介護に係る利用料金に係るこの条例による改正後の静岡市老人デイサービスセンター条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した」とする。

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第78号

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例）を「指定特定施設入居者生活介護（静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例）」に、「第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定地域密着型特定施設入居者生活介護（静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第7項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に関する経過措置）

- 2 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における介

介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に係るこの条例による改正後の静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第1項第1号の規定の適用については、同号中「同法第8条の2第16項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法第8条の2第18項」とする。

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月 2 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第79号

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に関する経過措置）
- 2 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）附則第17項に規定する期間における介護予防サービス計画及び介護予防支援事業に係るこの条例による改正後の静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第23条第1項第1号の規定の適用については、同号中「介護保険法第8条の2第16項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法第8条の2第18項」と、「同法第8条の2第16項」とあるのは「同法第8条の2第18項」とする。

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第80号

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号イ中「500床」を「475床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第81号

静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例（平成27年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月 2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第82号

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例（平成15年静岡市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市俵沢地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区津渡野608番地	静岡市葵区油島、俵沢、野田平及び郷島の一部
-------------------	---------------	-----------------------

を

」

「

静岡市俵沢地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区津渡野608番地	静岡市葵区油島、俵沢、野田平及び郷島の一部
静岡市富厚里地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区富厚里1623番地の1	静岡市葵区富厚里の一部

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7月 2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第83号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 委員が疾病、出産その他の理由により一定期間欠席するときは、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第85号

静岡市自転車等駐車場条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成27年 6月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市自転車等駐車場条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第140号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、平成27年 7月 1日とする。

静岡市規則第86号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年 6月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場」の次に「、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場」を追加する。

様式第1号中

「

利用を希望する自転車等駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
-----------------------	---

を

」

「

利用を希望する自転車等駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
-----------------------	--

に

」

改める。

様式第2号その1及びその2並びに様式第8号中「東静岡駅北口自転車等駐車場」の次に「、東静岡駅南口自転車等駐車場」を加える。

様式第12号中

「

利用している駐車場(○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
------------------	---

を

」

「

利用している駐車場(○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
------------------	--

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第87号

静岡市環境影響評価条例施行規則をここに制定する。

平成27年 7月 1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市環境影響評価条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 配慮書（第4条—第8条）
- 第3章 方法書等（第9条—第16条）
- 第4章 準備書（第17条—第32条）
- 第5章 評価書（第33条）
- 第6章 事後調査手続等（第34条—第40条）
- 第7章 対象事業の内容の変更等（第41条—第45条）
- 第8章 環境影響評価その他の手続の特例（第46条—第53条）
- 第9章 静岡市環境影響評価審査会（第54条—第57条）
- 第10章 雑則（第58条—第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（対象事業）

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める事業は、別表第1事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、同表要件の欄に定める要件に該当する一の事業とする。

2 条例別表第24号に規定する規則で定める事業は、河川又は海岸の改変とする。

第2章 配慮書

（配慮書の公告事項等）

第4条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）対象事業の名称
- （3）対象事業の実施想定区域
- （4）配慮書の届出年月日
- （5）配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨

(7) 条例第10条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第8条の規定により配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 各区役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(配慮書の内容の周知方法)

第5条 条例第9条の規定による配慮書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用することができる適切な施設において配慮書を縦覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を行うよう努めるものとする。

(1) 周辺地域内の住民に対する説明会の開催

(2) 配慮書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布

(3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に報告するものとする。

(配慮書についての意見の提出方法)

第6条 条例第10条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書(様式第1号)により行うものとする。

(配慮書意見概要書の公告事項等)

第7条 条例第11条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 配慮書意見概要書の作成年月日

(4) 配慮書意見概要書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第11条第2項の規定により配慮書意見概要書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 各区役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(配慮書についての市長の意見を述べる期間)

第8条 条例第12条第1項に規定する規則で定める期間は、60日とする。

第3章 方法書等

(方法書の公告事項等)

第9条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4) 方法書の届出年月日
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
- (7) 条例第18条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第15条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(方法書の内容の周知方法)

第10条 条例第16条の規定による方法書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用できる適切な施設において方法書を縦覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を行うよう努めるものとする。

- (1) 方法書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に報告するものとする。

(方法書説明会の開催に当たり市長に提出する書類の記載事項等)

第11条 条例第17条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業の実施予定区域

2 条例第17条第2項の規定による書類の提出は、説明会開催に係る提出書（様式第2号）によるものとする。

3 条例第17条第2項の規定による方法書説明会の開催の周知は、条例第16条の規定による方法書の内容の周知と併せて行うことができる。

（方法書についての意見の提出方法）

第12条 条例第18条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書により行うものとする。

（方法書意見概要書の公告事項等）

第13条 条例第19条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 方法書意見概要書の作成年月日

(4) 方法書意見概要書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第19条第2項の規定により方法書意見概要書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 各区役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

（方法書についての市長の意見を述べる期間）

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める期間は、90日とする。

（調査実施計画書の記載事項）

第15条 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 対象事業の実施予定区域及びその周囲の概況

（調査実施計画書の公告事項等）

第16条 条例第22条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4) 調査実施計画書の届出年月日
- (5) 調査実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第22条の規定により調査実施計画書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

第4章 準備書

（準備書の公告事項等）

第17条 条例第25条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4) 準備書の届出年月日
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
- (7) 条例第28条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第25条第1項の規定により準備書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

（準備書の内容の周知方法）

第18条 条例第26条の規定による準備書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用できる適切な施設において準備書を縦覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を行うよう努めるものとする。

- (1) 準備書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に報告するものとする。

(準備書説明会の開催に当たり市長に提出する書類の記載事項等)

第19条 条例第27条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業の実施予定区域

2 条例第27条第2項の規定による書類の提出は、説明会開催に係る提出書によるものとする。

3 条例第27条第2項の規定による準備書説明会の開催の周知は、条例第26条の規定による準備書の内容の周知と併せて行うことができる。

(準備書についての意見の提出方法)

第20条 条例第28条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書により行うものとする。

(準備書見解書の公告事項等)

第21条 条例第29条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称

(3) 準備書見解書の届出年月日

(4) 準備書見解書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第29条第2項の規定により準備書見解書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 各区役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(公聴会の開催に係る公告事項)

第22条 条例第30条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4) 意見の陳述をすることができる者の人数及び1人当たりの陳述時間
- (5) 意見の陳述の申出の期限及び申出先その他意見の陳述の申出に必要な事項
- (6) 傍聴することができる者の人数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

(公聴会における意見陳述の申出方法)

第23条 条例第30条第3項の規定による申出は、公聴会に係る意見陳述申出書（様式第3号。以下「陳述申出書」という。）により行うものとする。

(公聴会の中止)

第24条 市長は、条例第30条第1項ただし書の規定により公聴会を開催しないときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(公述人の選定)

第25条 市長は、条例第30条第3項の規定による申出をした者（以下「申出者」という。）が第22条第4号の人数の範囲内であるときは、当該申出者を公聴会において意見の陳述をすることができる者（以下「公述人」という。）として選定するものとする。

2 市長は、申出者が第22条第4号の人数を超えたときは、陳述申出書に記載された意見の要旨の類似性等を考慮して、申出者のうちから公述人を選定し、又は公述人が意見を述べる時間を制限することができる。ただし、市長が公聴会の運営上支障がないと認めるときは、全ての申出者を公述人として選定することができる。

3 市長は、前2項の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限したときは、当該公述人にその旨を通知するものとする。

(事業者等の出席)

第26条 事業者又はその代理人は、条例第30条第4項の規定により公聴会に出席し、陳述された意見について見解を述べようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出るものとする。

(公聴会の主宰)

第27条 公聴会は、市長が指名する職員が議長となり、これを主宰する。

(公述人の陳述等)

第28条 公述人は、陳述をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 公述人は、陳述申出書に記載した意見の要旨に準拠して陳述をしなければならない。
- 3 議長は、陳述が陳述時間を超えたとき、公述人が前2項の規定に違反したとき、又は公述人の言動が不穏当と認めるときは、その陳述を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(質疑)

第29条 議長は、必要があると認めるときは、公述人に質疑することができる。

- 2 公述人は、議長に対し質疑をすることができない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(秩序の維持)

第30条 議長は、公聴会の秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の結果の記録)

第31条 条例第30条第6項の規定により作成する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 公聴会の対象である対象事業の名称
- (2) 公聴会の開催日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過及び概要に関する事項

(準備書についての市長の意見を述べる期間)

第32条 条例第31条第1項に規定する規則で定める期間は、120日とする。

第5章 評価書

(評価書の公告事項等)

第33条 条例第33条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4) 評価書の届出年月日
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- 2 条例第33条の規定により評価書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

第6章 事後調査手続等

(事後調査計画書の公告事項等)

第34条 条例第36条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4) 事後調査計画書の届出年月日
- (5) 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第36条第2項の規定により事後調査計画書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所
(事後調査計画書についての市長の意見を述べる期間)

第35条 条例第37条第1項に規定する規則で定める期間は、30日とする。

(工事の着手の届出方法)

第36条 条例第39条の規定による届出は、工事着手届出書（様式第4号）により行うものとする。

(事後調査報告書の公告事項等)

第37条 条例第41条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施場所
- (4) 事後調査報告書の届出年月日
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
- (7) 条例第42条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第41条の規定により事後調査報告書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所
(事後調査報告書についての意見の提出方法)

第38条 条例第42条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書により行うものとする。

(報告書見解書の公告事項等)

第39条 条例第43条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 報告書見解書の届出年月日
- (4) 報告書見解書の縦覧の場所、期間及び時間

2 条例第43条第2項の規定により報告書見解書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所
(工事の完了の届出方法)

第40条 条例第46条の規定による届出は、工事完了届出書（様式第5号）により行うものとする。

第7章 対象事業の内容の変更等

(環境影響評価その他の手続を要しない事業内容の変更)

第41条 条例第47条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 別表第2対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表手続を経ることを要しない変更の要件欄に定める要件に該当するもの
- (3) 別表第2対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更

(事業内容の変更の届出方法)

第42条 条例第47条第2項の規定による届出は、事業変更届出書(様式第6号)により行うものとする。

(事業内容の変更の届出を要しない事業内容の変更)

第43条 条例第47条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 対象事業の名称の変更
- (2) 事業規模の縮小

2 条例第47条第2項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 前項に規定する軽微な変更
- (2) 別表第3対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表手続を経ることを要しない変更の要件欄に定める要件に該当するもの
- (3) 別表第3対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更
(環境影響評価その他の手続の要否に係る通知の期間)

第44条 条例第47条第3項に規定する規則で定める期間は、30日とする。

(対象事業の廃止等の届出方法)

第45条 条例第49条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書(様式第7号)により行うものとする。

第8章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第46条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第3章、第4章及び第6章の規定により行うべき計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は、次項及び次条から第52条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者(都市計画法第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国

土交通大臣又は市町村)をいう。以下同じ。)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更の手續と併せて行うことができるものとする。この場合において、条例第14条第2項、第21条第3項、第24条第2項、第32条第2項並びに第49条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手續を行う場合における条例第3章、第4章(条例第14条第2項、第21条第3項、第24条第2項及び第32条第2項を除く。)及び第6章(第49条第1項第3号及び第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第7条第2項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第7条第2項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第7条第2項第2号から第4号まで	対象事業	都市計画対象事業
第9条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第10条第2項	事業者	都市計画決定権者
第11条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び	都市計画決定権者の名称

	主たる事務所の所在地)	
第11条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第12条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
第13条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業に係る計画	対象事業等に係る都市計画
第14条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第14条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第14条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第14条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第14条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
第16条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第17条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第17条第3項及び第4項	事業者	都市計画決定権者
第18条第2項	事業者	都市計画決定権者
第19条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第19条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第20条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者

第21条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第21条第2項	事業者	都市計画決定権者
第23条、第24条第1項 及び第25条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第26条から第28条まで	事業者	都市計画決定権者
第29条第1項各号列記 以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第29条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第29条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第29条第1項第4号	事業者	都市計画決定権者
第30条第4項及び第6 項並びに第31条第1項	事業者	都市計画決定権者
第32条第1項	事業者	都市計画決定権者
	市長に	市長及び事業者に
	届け出なければならない。	届け出なければならない。この場 合において、都市計画決定権者が 静岡市であるときは、都市計画法 に基づく静岡市都市計画審議会の 議を経るものとする。
第47条第1項及び第2 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業の目的及び内 容	都市計画対象事業の目的及び内容
第47条第3項	当該変更後の事業を行 う事業者	前項の規定による届出をした都市 計画決定権者及び当該変更後の事 業を行う事業者
第47条第4項	事業者	都市計画決定権者

	環境影響評価、第36条から第41条までの規定による事後調査	環境影響評価
第47条第6項	を行う	が行われる
第48条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	及び第36条から第41条まで、第21条から第33条まで及び第36条から第41条まで又は第36条から第41条	又は第21条から第33条
第48条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第49条第1項	事業者	都市計画決定権者
	第41条	第33条
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない

第47条 前条第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第33条まで及び第41条から第45条までの規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第4条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項	条例第9条	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条
	事業者	都市計画決定権者
第5条第2項及び第3項	事業者	都市計画決定権者

第7条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第7条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第8条	条例第12条第1項	第46条第2項の規定により読み替 えて適用される条例第12条第1項
第9条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第9条第1項第2号及 び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第10条第1項	条例第16条	第46条第2項の規定により読み替 えて適用される条例第16条
	事業者	都市計画決定権者
第10条第2項及び第3 項	事業者	都市計画決定権者
第11条第1項	条例第17条第2項	第46条第2項の規定により読み替 えて適用される条例第17条第2項
	第9条第1項第1号か ら第3号	第47条第2項の規定により読み替 えて適用される第9条第1項第1 号から第3号
第11条第3項	条例第17条第2項	第46条第2項の規定により読み替 えて適用される条例第17条第2項
	条例第16条	第46条第2項の規定により読み替 えて適用される条例第16条
第13条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び	都市計画決定権者の名称

	主たる事務所の所在地)	
第13条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第14条	条例第20条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項
第15条	条例第21条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項
第16条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第16条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第17条第1項各号列記以外の部分	条例第25条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第17条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第17条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第17条第2項	条例第25条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第18条第1項	条例第26条	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条
	事業者	都市計画決定権者
第18条第2項及び第3項	事業者	都市計画決定権者
第19条第1項	条例第27条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	第17条第1項第1号か	第47条の規定により読み替えて適

	ら第3号	用される第17条第1項第1号から第3号
第19条第3項	条例第27条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
	条例第26条	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第26条
第21条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第21条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第22条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第22条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第26条	事業者	都市計画決定権者
	条例第30条第4項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第30条第4項
第31条各号列記以外の部分	条例第30条第6項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第30条第6項
第31条第1号	対象事業	都市計画対象事業
第32条	条例第31条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項
第33条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第33条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業

び第3号		
第41条	条例第47条第1項ただし書	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第47条第1項ただし書
	対象事業	都市計画対象事業
第42条	条例第47条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第47条第2項
第44条	条例第47条第3項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第47条第3項
第45条	条例第49条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第49条第1項

(都市計画に係る手続との調整)

第48条 都市計画決定権者は、条例第51条の規定により計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行う場合には、第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第32条第1項後段の規定による静岡市都市計画審議会への付議を、都市計画法第18条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による静岡市都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

(対象事業の内容の変更に伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第49条 条例第33条の規定による公告が行われた後に、都市計画決定権者が第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該内容の変更については、条例第47条第2項から第6項までの規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が、当該内容の変更に係る事業者に代わって、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第47条第2項から第6項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第47条第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業の目的及び内容を変更しよう	都市計画対象事業の目的及び内容の変更に係る都市計画の変更をし

		よう
第47条第3項	当該変更後の事業を行う事業者	前項の規定による届出をした都市計画決定権者及び当該変更後の事業を行う事業者
第47条第4項	事業者	都市計画決定権者
	環境影響評価、第36条から第41条までの規定による事後調査	環境影響評価
第47条第6項	を行う	が行われる

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第50条 事業者が条例第7条第2項の規定により配慮書を作成してから市長が条例第8条の規定による公告を行うまでの間において、当該配慮書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第51条第1項の規定及び第46条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った計画段階配慮その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 市長が条例第8条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、方法書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第51条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該方法書の送付を受けた時から適用する。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 市長が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第25条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作

成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第51条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けた時から適用する。

- 6 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 市長が条例第25条の規定による公告を行ってから条例第33条の規定による公告を行うまでの間において、第5項の都市計画につき都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第4章第2節から第5節まで及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うものとし、条例第51条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、市長が条例第33条の規定による公告を行った後速やかに、都市計画決定権者に、当該公告に係る評価書を送付しなければならない。

（事業者の協力等）

第51条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前3条に規定する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備会説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 第46条第1項の規定により計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行った都市計画決定権者は、当該手続が終了したときは、これを事業者を引き継ぐとともに、その旨を市長に報告するものとする。
- 3 都市計画決定権者は、前項の規定により引継ぎを受けた事業者から事後調査その他の手続を行うための要請があつた場合には、必要な協力をするものとする。

（都市計画に係る手続を円滑に行うための協議等）

第52条 第46条から前条までに定めるもののほか、市長は、条例に定める対象事業に関する計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続と、当該対象事業に関する都市計画の決定又は変更の手続とが円滑に行われるよう、当該事業者及び都市計画決定権者と必要な事項について協議し、調整するものとする。

（法対象事業等の意見概要書等の公告事項）

第53条 条例第54条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)

(2) 対象事業の名称

(3) 法対象事業又は県条例対象事業における方法書意見概要書又は準備書意見概要書の作成
年月日

(4) 法対象事業又は県条例対象事業における方法書又は準備書についての環境の保全の見地
からの意見の概要

第9章 静岡市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

第54条 条例第56条の静岡市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長は、審査会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第55条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第56条 審査会の庶務は、環境局環境創造課において処理する。

(運営事項等)

第57条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第10章 雑則

(条例の手続の全部又は一部の免除に係る手続)

第58条 事業者は、条例第58条の規定による条例の手続の全部又は一部の免除を受けようとするときは、手続免除申請書（様式第8号）に法の規定による計画段階配慮、環境影響評価そ

他の手続により作成した図書又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、免除の可否について、手続免除承認（不承認）通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（身分証明書）

第59条 条例第59条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第10号）によるものとする。

（雑則）

第60条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1章、第8章（第53条に限る。）、第9章及び第10章の規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	事業	要件
1 条例 別表第 1号に 掲げる もの	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる道路（国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路（以下「高規格幹線道路」という。）に限る。）の新設又は改築	高規格幹線道路の新設の事業 高規格幹線道路の改築の事業のうち、道路の区域を変更して車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下同じ。）の数を増加させ、又は新たに道路を設けるものであって、改築に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの
	(2) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路（高規格幹線道路を除く。以下「一般国道等」という。）の新設又は改築	一般国道等の新設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの (2) 都市計画区域外（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）外の区域であって、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。）における車線の数4以上

		<p>であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内（都市計画区域内の区域であって、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。）における車線の数 が 4 以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるもの</p> <p>一般国道等の改築の事業のうち、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるものであって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数 が 4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数 が 4 以上であるものに限る。）の長さが3.75キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数 が 4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数 が 4 以上であるものに限る。）の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p>
	<p>(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号の林道（以下「林道」という。）の開設</p>	<p>林道の開設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における幅員が6.5メートル</p>

		<p>ル以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である林道を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上である林道を設けるもの</p>
2 条例 別表第 2号に 掲げる もの	<p>(1) ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。）の新築</p>	<p>ダムの新築の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号に規定するサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号に規定する常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が5ヘクタール以上であるダムを設けるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における貯水面積が37.5ヘクタール以上であるダムを設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における貯水面積が75ヘクタール以上であるダムを設けるもの</p>
	<p>(2) 放水路（河川を分岐して流水を直接当該河川以外の河川又は海に放流する水路をいう。以下同じ。）の新築</p>	<p>放水路の新築の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における37.5ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における75ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路を設けるもの</p>

<p>3 条例 別表第 3に掲 げるも の</p>	<p>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道を除く。以下「鉄道」という。）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の建設又は改良</p>	<p>鉄道又は軌道の建設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における長さが3.75キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における長さが7.5キロメートル以上である鉄道又は軌道を設けるもの</p> <p>鉄道又は軌道の改良の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における改良に係る部分の長さが3.75キロメートル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における改良に係る部分の長さが7.5キロメートル以上であるもの</p>
<p>4 条例 別表第 4号に 掲げる もの</p>	<p>航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上の飛行場（以下これらを「陸上飛行場」という。）の新設又は増設</p>	<p>陸上飛行場の新設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 特定区域外における滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの</p> <p>陸上飛行場の増設の事業であって、特定区域外における1,875メートル以上の滑走路を増設するもの又は375メートル以上の滑走路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であ</p>

		るもの
		陸上飛行場の変更の事業であって、特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの
5 条例 別表第 5号に 掲げる もの	発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更	<p>発電所の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 特定区域外において行われる事業であって、出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上、風力による発電にあつては1,000キロワット以上であるもの</p>
		<p>発電所の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 特定区域外において行われる事業であって、出力の合計が、火力による発電にあつては11.25万キロワット以上、水力による発電にあつては2.25万キロワット以上、風力による発電にあつては1,000キロワット以上増加するもの</p>
6 条例 別表第 6号に 掲げる もの	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設であつて、焼	<p>ごみ焼却施設の設置の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であ</p>

<p>却により処理するもの（以下「ごみ焼却施設」という。）の設置又は変更</p>	<p>って、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上であるもの</p>
	<p>ごみ焼却施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加するもの</p>
<p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置又は変更</p>	<p>し尿処理施設の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上であるもの</p>
	<p>し尿処理施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p>

		<p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上増加するもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以上増加するもの</p>
	<p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下これらを「最終処分場」という。）の設置又は変更</p>	<p>最終処分場の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、埋立ての区域の面積が7.5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上であるもの</p> <p>最終処分場の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における変更後の埋立ての区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外における変更後の埋立ての区域の面積が7.5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内における変更後の埋立ての区域の面積が15ヘクタール以上であるもの</p>
	<p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条</p>	<p>焼却施設の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p>

	<p>第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に規定する産業廃棄物の処理施設（以下「焼却施設」という。）の設置又は変更</p>	<p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上であるもの</p> <p>焼却施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において行われる事業であって、1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加するもの</p>
7 条例 別表第 7号に 掲げる もの	<p>公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する公有水面の埋立又は同条第2項に規定する公有水面の干拓（以下「公有水面の埋立て又は干拓」という。）</p>	<p>公有水面の埋立て又は干拓の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における埋立て又は干拓の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域内における埋立て又は干拓の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p>
8 条例 別表第 8号に 掲げる もの	<p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の施行</p>	<p>土地区画整理事業である事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域内において施行する土地の区</p>

		域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。
9 条例 別表第 9号に 掲げる もの	新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業（以下「新住宅市街地開発事業」という。）の施行	新住宅市街地開発事業である事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの （2）都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
10 条例 別表第 10号に 掲げる もの	新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業（以下「新都市基盤整備事業」という。）の施行	新都市基盤整備事業である事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの （2）都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
11 条例 別表第 11号に 掲げる もの	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業（以下「流通業務団地造成事業」という。）の施行	流通業務団地造成事業である事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの （2）都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの （3）都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
12 条例 別表第 11号に 掲げる もの	住宅（別荘を含む。）及びその付帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成（8の項から10の項までに掲げるも	住宅団地の造成の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの （2）都市計画区域外において施行する土地の区

	のを除く。以下「住宅団地の造成」という。)	<p>域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
13 条例 別表第 13号に 掲げる もの	工場又は事業場（研究施設を含む。）及びその付帯施設の建設の用に供される一団の土地の造成（8の項に掲げるものを除く。以下「工業団地の造成」という。)	<p>工業団地の造成の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
14 条例 別表第 14号に 掲げる もの	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第3号に規定する農用地の造成（以下「農用地の造成」という。)	<p>農用地の造成の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において新たに農用地となる土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において新たに農用地となる土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
15 条例 別表第 15号に 掲げる もの	工事その他土地の形状を変更する行為に伴って生ずる土石（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に該当する土石を除く。）の処分の用に供する場所（以下「残土処分場」という。)	<p>残土処分場の新設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が12.5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p> <p>残土処分場の増設の事業であって、次の各号に掲</p>

	の新設又は増設	<p>げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が12.5ヘクタール以上増設するもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上増設するもの</p>
16 条例 別表第 16号に 掲げる もの	<p>土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は岩石の採取（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の管理又は維持に係るものを除く。以下「土石の採取」という。）</p>	<p>土石の採取の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
17 条例 別表第 17号に 掲げる もの	<p>都市計画法第4条第11項に規定する第二種特定工作物の設置の用に供される土地の造成（以下「レクリエーション施設用地の造成」という。）</p>	<p>レクリエーション施設用地の造成の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
18 条例 別表第 18号に 掲げる もの	<p>住宅団地の造成の事業、工業団地の造成の事業、流通業務団地の造成の事業及び土地区画整理事業である事業のいず</p>	<p>複合開発用地の造成の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>

	<p>れか2以上の事業が併せて1の事業として行なわれる土地の造成(以下「複合開発用地の造成」という。)</p>	<p>(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの (3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p>
<p>19 条例 別表第 19号に 掲げる もの</p>	<p>下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)の設置又は変更</p>	<p>終末処理場の設置の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内において行われる事業であって、終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの (2) 都市計画区域内において行われる事業であって、終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5ヘクタール以上であるもの</p> <p>終末処理場の変更の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内において行われる事業であって、終末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの (2) 都市計画区域内において行われる事業であって、終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5ヘクタール以上であるもの</p>
<p>20 条例 別表第 20号に 掲げる もの</p>	<p>製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(火力発電設備を事業の用に供するものに限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置又は変更</p>	<p>工場等の設置の事業であって、排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万立方メートル以上又は排出水量(1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が1万立方メートル以上であるもの</p> <p>工場等の変更の事業であって、排出ガス量が10万立方メートル以上又は排出水量が1万立方メートル以上増加するもの</p>

21 条例 別表第 21号に 掲げる もの	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上であるもの（以下「高層建築物」という。）であって、同項第4号に規定する延べ面積（一団の土地に1事業として2以上の高層建築物を建設する場合にあつては、それらの延べ面積を合計したものをいう。以下同じ。）が5万平方メートル以上である高層建築物の新築の事業
22 条例 別表第 22号に 掲げる もの	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない土地の区域において行われるリゾートマンション（分譲又は賃貸を主たる目的として建築される共同住宅をいう。以下同じ。）又はリゾートホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供する施設（主として余暇等を利用して行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、観光等の多様な活動に資することを目的として建築される施設であるものに限る。）をいう。以下同じ。）の新築	リゾートマンション又はリゾートホテルの新築の事業であつて、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）特定区域内において施行する土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの （2）特定区域外において施行する区域内に建設しようとする建築物の延べ面積の合計が5万平方メートル以上であるもの

23 条例 別表第 23号に 掲げる もの	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全、改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。）の新設	都市公園の新設の事業であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）特定区域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの （2）都市計画区域外において土地の形状を変更する区域の面積が25ヘクタール以上であるもの （3）都市計画区域内において土地の形状を変更する区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
24 条例 別表第 24号に 掲げる もの	河川又は海岸の土地の形状の変更（国土保全を目的とした河川又は海岸事業に係るものを除く。以下「河川又は海岸の改変」という。）の事業（砂防事業を含む。）	河川又は海岸の改変の事業であって、特定区域における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるもの

備考 この表において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 南アルプスユネスコエコパーク（国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域として登録された南アルプスの地域をいう。以下同じ。）の区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により国立公園の特別地域として指定された区域

(3) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第19条第1項の規定により特別地域として指定された区域

別表第2（第41条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
別表第1の1の (1)又は(2) の項に該当する対 象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が、変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の1の (3)の項に該当 する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の2の (1)の項に該当 する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の20パーセント未満であること。

	コンクリートダム又は フィルダムの別	
	特定区域における土地 の形状を変更する区域 の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる 部分の面積が変更前の土地の形状を変更 する区域の面積の20パーセント未満であ ること。
別表第1の2の (2)の項に該当 する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前 の当該区域の面積の20パーセント未満で あること。
	特定区域における土地 の形状を変更する区域 の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる 部分の面積が変更前の土地の形状を変更 する区域の面積の20パーセント未満であ ること。
別表第1の3の項 に該当する対象事 業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上 増加しないこと
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路区域から100メートル以 上離れた区域が新たに本線路施設区域と ならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施 設の設計の基礎となる 列車又は車両の最高速 度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎と なる列車又は車両の最高速度が地上の部 分において10キロメートル毎時を超えて 増加しないこと。
	特定区域における土地 の形状を変更する区域 の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる 部分の面積が変更前の土地の形状を変更 する区域の面積の20パーセント未満であ ること。
別表第1の4の項 に該当する対象事 業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増 加しないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が

		20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の5の項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の6の(1)、(2)又は	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満である

(4)の項に該当する対象事業		こと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の7の項に該当する対象事業	特定区域及び都市計画区域内における埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の20パーセント未満であること。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。

別表第1の8の項から10の項までに該当する対象事業	特定区域及び都市計画区域内における施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の11の項から18の項までに該当する対象事業	施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の19の項に該当する対象事業	特定区域及び都市計画区域内における施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の20の項に該当する対象事業	1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量	新たに排出される1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変更前の当該量の10パーセント未満であること。
別表第1の21の項及び22の項に該当	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の延べ面積の20パーセント未満である

する対象事業		こと。
別表第1の23の項に該当する対象事業	土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の24の項に該当する対象事業	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の20パーセント未満であること。

備考 この表において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 南アルプスユネスコエコパークの区域
- (2) 自然公園法第20条第1項の規定により国立公園の特別地域として指定された区域
- (3) 静岡県立自然公園条例第19条第1項の規定により特別地域として指定された区域

別表第3（第43条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
別表第1の1の(1)又は(2)の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。

別表第1の1の (3)の項に該当 する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の2の (1)の項に該当 する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の2の (2)の項に該当 する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。

	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10%未満であること。
別表第1の3の項に該当する対象事業	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が

		10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をいう。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の5の項に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	

	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
	風力発電設備の位置	風力発電設備が100メートル以上移動しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の6の(1)、(2)又は(4)の項に該当する対象事業	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の処理能力の10パーセント未満であること。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の6の(3)の項に該当する対象事業	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更前の埋立ての区域の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃	

	に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の7の項に該当する対象事業	特定区域及び都市計画区域内における埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の10パーセント未満であること。
	特定区域及び都市計画区域内における対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の8の項から10の項までに該当する対象事業	特定区域及び都市計画区域内における施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域及び都市計画区域内における土地の	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パ

	利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	一セント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の11の項から18の項までに該当する対象事業	施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の19の項に該当する対象事業	特定区域及び都市計画区域内における施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前の施行の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域及び都市計画区域内における土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。

	目的ごとの土地の面積	
	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の20の項に該当する対象事業	1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量	新たに排出される1時間当たりの最大排出ガス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変更前の当該量の10パーセント未満であること。
別表第1の21の項及び22の項に該当する対象事業	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の延べ面積の10パーセント未満であること。
別表第1の23の項に該当する対象事業	土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の24の項に該当する対象事業	特定区域における土地の形状を変更する区域の位置	新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。

備考 この表において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 南アルプスユネスコエコパークの区域
- (2) 自然公園法第20条第1項の規定により国立公園の特別区域として指定された区域
- (3) 静岡県立自然公園条例第19条第1項の規定により特別地域として指定された区域

【様式は掲載省略】

静岡市規則第88号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年 7月 1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。
様式第6号中「小規模住居型児童養育事業」の次に「・小規模保育事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業」を、「ついて相談に応ずる事業」の次に「・幼保連携型認定こども園」を加え、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業・父子家庭日常生活支援事業」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「衣食その他の」を「衣食その他」に改め、「関する相談に応ずる事業」の次に「・認定生活困窮者就労訓練事業」を加え、「他の社会福祉事業」を「社会福祉法第2条第2項各号及び同条第3項各号の事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市社会福祉法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第89号

静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年 7月 2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成24年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「第4条第1項第1号において」を「以下」に改め、同条第2項中「次項において」を「以下」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書の添付書類）

第17条 省令第33条第1項の規定により規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）申請書に省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合（建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物の認定の申請に係る場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定により交付を受けた確認済証の写し及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3（同令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認申請書（耐震関係規定に関する部分に限る。）の記載のとおりに行工事が実施されたことを証する書類

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（2）申請書に省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合（建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物の認定の申請に係る場合を除く。） 市長が必要があると認める書類

（3）申請書に省令第33条第1項第2号に掲げる図書を添付する場合 次に掲げる書類

ア 付近見取図

イ 配置図（敷地境界線、対象建築物の位置、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差、対象建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員が分かるもの）

ウ 各階平面図（間取、各室の用途、床面積、壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱及び開口部の位置が分かるもの）

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規定により規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）前項第3号に掲げる図書

（2）市長が指定する者が発行する評定書の写し

（3）耐震改修を行ったときは、法第17条第1項の耐震改修の計画（同条第2項第3号に掲げ

る事項に限る。)のとおり耐震改修が実施されたことを証する書類又はこれに類するもの

(4) 第2条の2第1項第5号に掲げる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

3 省令第33条第2項第2号の規定により規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第1項第3号に掲げる図書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

4 法第22条第2項の規定による認定に係る申請に際し、第2項第2号の規定により同号の書類を添付するものは、省令第33条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の構造計算書を添えることを要しない。

様式第25号中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第90号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年7月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改める。

第62条第1号及び第2号の表中

「

条例第14条第2号に掲げる者	免除	免除	免除	
条例第14条第3号に掲げる者	免除	免除	3分の1	
条例第14条第4号に掲げる者	免除	4分の2	4分の1	
条例第14条第5号に掲げる者	5分の3	5分の2	5分の1	
条例第14条第6号に掲げる者	5分の3	5分の2	5分の1	を

条例第14条第7号に掲げる者	6分の3	6分の2	6分の1
条例第14条第8号に掲げる者	6分の3	6分の2	6分の1
条例第14条第9号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第10号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第2項に掲げる者	免除	免除	3分の1
条例第14条第3項に掲げる者	免除	4分の2	4分の1

「

条例第14条第2号に掲げる者	免除	免除	3分の1
条例第14条第3号に掲げる者	免除	免除	3分の1
条例第14条第4号に掲げる者	免除	4分の2	4分の1
条例第14条第5号に掲げる者	免除	4分の2	4分の1
条例第14条第6号に掲げる者	5分の3	5分の2	5分の1
条例第14条第7号に掲げる者	5分の3	5分の2	5分の1
条例第14条第8号に掲げる者	6分の3	6分の2	6分の1
条例第14条第9号に掲げる者	6分の3	6分の2	6分の1
条例第14条第10号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の3	7分の2	7分の1

に

改め、同条第3号の表中

「

条例第14条第5号に掲げる者	5分の1
条例第14条第6号に掲げる者	5分の1
条例第14条第7号に掲げる者	6分の1
条例第14条第8号に掲げる者	6分の1
条例第14条第9号に掲げる者	7分の1
条例第14条第10号に掲げる者	7分の1
条例第14条第2項に掲げる者	2分の1

を

条例第14条第3項に掲げる者	4分の1
----------------	------

「

条例第14条第5号に掲げる者	4分の1
条例第14条第6号に掲げる者	5分の1
条例第14条第7号に掲げる者	5分の1
条例第14条第8号に掲げる者	6分の1
条例第14条第9号に掲げる者	6分の1
条例第14条第10号に掲げる者	7分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の1

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会規則

静岡市議会規則第1号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年7月2日

静岡市議会議長 繁田 和三

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員が疾病、出産その他の理由により一定期間欠席するときは、あらかじめ議長に欠席届

を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第502号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年静岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

第4条中「子ども未来局子ども未来部子ども家庭課」を「子ども未来局子ども家庭課」に改める。

別表の1法第25条の5第1号に規定する国又は地方公共団体の機関中「、静岡県警察本部生活安全部少年サポートセンター」を削り、「生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課」を、「市民局男女参画・多文化共生課」に、「子ども未来局子ども未来部子ども未来課、子ども未来局子ども未来部青少年育成課、子ども未来局子ども未来部保育課及び子ども未来局子ども未来部子ども家庭課」を「子ども未来局子ども未来課、子ども未来局青少年育成課、子ども未来局幼保支援課、子ども未来局こども園課及び子ども未来局子ども家庭課」に、「教育部学校教育課」を「教育局学校教育課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第529号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月 2日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市安倍川駅西口自転車駐車場使用料 の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会 社静岡支店支店長
-----------------------------	-----------------------------

を

」

「

静岡市安倍川駅西口自転車駐車場使用料 の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会 社静岡支店支店長
緊急情報防災ラジオ売払収入の徴収事務	静岡県電機商業組合理事長

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第543号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月 7日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市安倍川駅西口自転車駐車場使用料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社静岡支店支店長
-------------------------	-------------------------

を

」

「

静岡市安倍川駅西口自転車駐車場使用料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社静岡支店支店長
静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社中部警備保障代表取締役

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成27年6月21日から適用する。